

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(二十一)

令八・四・一以後終了事業年度分

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に関する事項				
認定年月日	1	新設特定業務施設の事業供用日	2	事業実施地域
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算				
基準雇用者数 (34)	3	人	移転型新規雇用者総数	14
地方事業所基準雇用者数	4		移転型特定非新規雇用者数	15
調整地方事業所基準雇用者数 (3)と(4)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	5		移転型特定非新規雇用者基礎数 (13)-(14)と(15)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	16
特定新規雇用者数	6		対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (12)と(16)のうち少ない数	17
特定新規雇用者基礎数 (5)と(6)のうち少ない数	7		税額控除限度額 30万円×(7)+20万円×((9)+(12)+(17))	18
移転型特定新規雇用者数	8		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	19
移転型特定新規雇用者基礎数 (7)と(8)のうち少ない数	9		当期税額基準額 $(19) \times \frac{20}{100}$	20
新規雇用者総数	10		当期税額控除可能額 (18)と(20)のうち少ない金額	21
特定非新規雇用者数	11		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑬」)	22
特定非新規雇用者基礎数 (5)-(10)と(11)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	12		当期税額控除額 (21)-(22)	23
移転型地方事業所基準雇用者数	13			
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算				
基準年度	：	：	当期税額控除可能額 (25)と(26)のうち少ない金額	27
地方事業所特別基準雇用者数 (40)	24	内	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑭」)	28
地方事業所特別税額控除限度額 40万円×(24)-(24の内書)+30万円×(24の内書)	25	円	当期税額控除額 (27)-(28)	29
差引当期税額基準額残額 (20)-(別表六(二十)「27」)-(21)	26		法人税額の特別控除額 (23)+(29)	30
基準雇用者数に関する明細				
当期の終了の日における雇用者の数	31	人	当期の開始の日の前日における雇用者の数	32
			(32)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	33
			基準雇用者数 (31)-((32)-(33))	34
地方事業所特別基準雇用者数に関する明細				
適用年度	(1)が令和6年3月31日以前である場合	(1)が令和6年4月1日以後である場合		
	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	旧措法第42条の12第6項第16号イに掲げる数	旧措法第42条の12第6項第16号ロに掲げる数	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 (37)と(38)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)
35	36	37	38	39
・	内	内	内	内
・	内	内	内	内
・	内	内	内	内
・	内	内	内	内
当期分	内	内	内	内
地方事業所特別基準雇用者数 (36)の計と0のうち多い数)+(39)の計	40		内	人